

総合評価方式における優遇措置について

総合評価方式とは、企業の実績や能力など価格以外の多様な要素も含めて落札者を決定する、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく落札方式です。

本県では、本方式に企業の新規雇用計画又は実績に係る評価項目を新設し、雇用対策に積極的に取り組む企業を優遇することにより、新たな雇用機会の創出を図ります。

1. 新たな評価項目

従来の特別簡易型の評価項目に加えて「**企業の新規雇用計画（実績）**」を新設し、平成 20 年 11 月 1 日から工事竣工日の間に、企業が離職者を 1 ヶ月以上雇用した実績、又は雇用する計画を評価の対象とする。

なお、評価の対象とする新規雇用者は、県内に勤務又は居住しており、前職場を離職したことが証明できる者に限る。

2. 総合評価方式の配点

- ・ 発注金額、発注機関にかかわらず、原則「特別簡易型」により施行する。
- ・ 「企業の新規雇用計画（実績）」に対する配点は**3 点満点**とし、従来の評価点 10 点に加えて**13 点満点**により総合評価方式を実施する。

特別簡易型の配点例（県内業者対象工事）

項目	工事成績	企業実績	技術者実績	優良工事	優秀技術者	災害時貢献	ボランティア	地域内拠点	雇用計画	合計
現 行	3.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	2.0		10.0
雇用対策型	3.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	2.0	3.0	13.0

3. 評価基準（例）

「企業の新規雇用計画（実績）」に係る評価基準（例）は下表のとおり。

評 価 基 準	評価点
優（2名以上の雇用計画又は実績有り）	3.0 点
良（1名の雇用計画又は実績有り）	1.5 点
雇用計画又は実績無し	0 点

注）評価基準及び評価点は工事毎に設定する

4. 新規雇用の履行確認とペナルティ

- ・ 新規雇用は、**雇用保険又は社会保険**の加入証明をもって認定する。
- ・ 雇用期間の確認は、一人別源泉徴収簿等の書類により確認する。
- ・ 新規雇用計画どおりの履行がなされない場合は、**工事成績の減点、契約金額の減額、指名停止**の措置を講じる（特記仕様書に明記）。

5. 適用日

平成 21 年 1 月 1 日から 3 月 31 日に入札公告又は指名通知を行う 3 千万円以上の工事から適用工事を選定する。

【実施見込】 概ね 40 件程度